

管理運営計画の内容

- ・基本構想の構成
- ・基本構想の構成例は以下のとおりです。管理運営計画については、基本構想のなかで「事業計画」「組織計画」「収支計画」などを示すことになります。

■管理運営計画

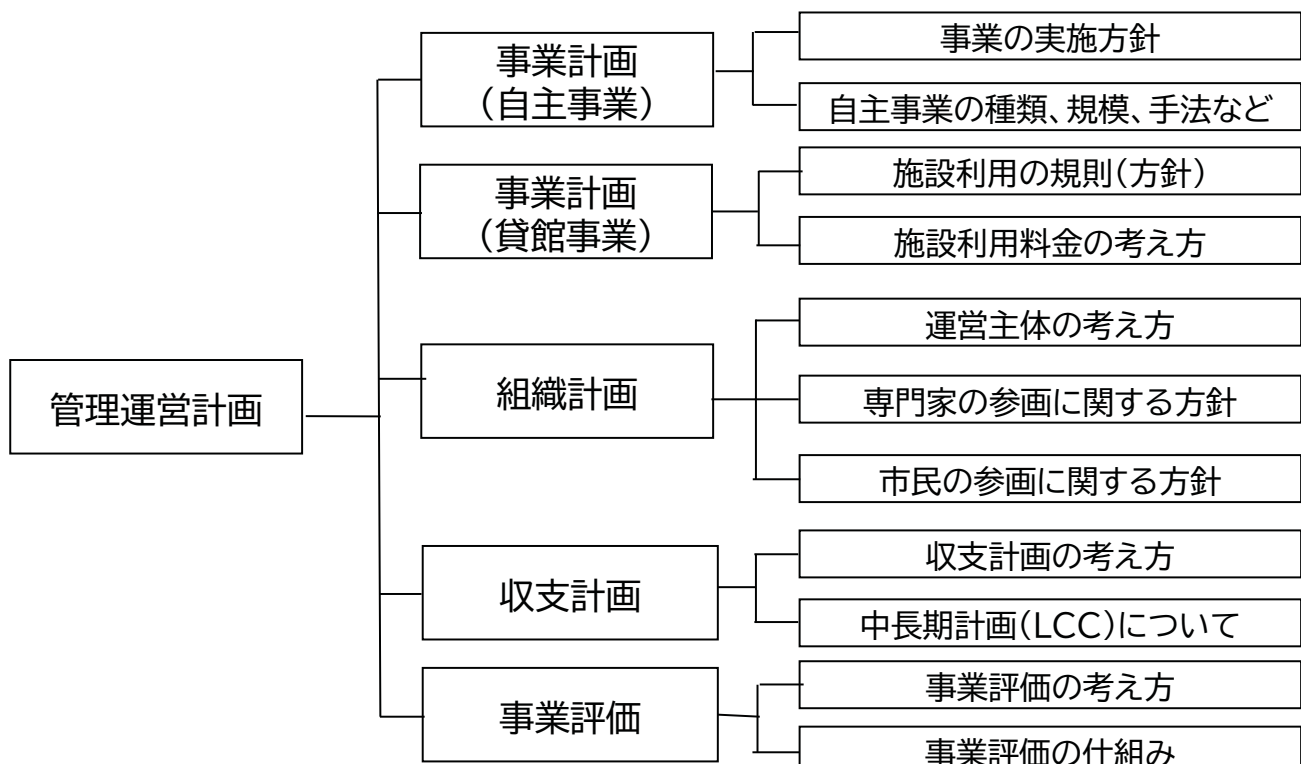
記載内容について

・事業計画 - 事業方針 - 事業の実施方針（自主事業、貸館事業）	・どのような事業を実施するか 事業の種類、実施規模 などの考え方 ・施設の貸出はどのような方針で行うか
・管理運営組織 - 業務内容 - 組織構成 - 専門家登用 - 市民参加	・管理運営主体（直営、指定管理）の考え方 ・どのような役割の職員が必要か、人数など ・専門家の登用が必要か、どのような専門家か ・市民が参加する手法、サポート組織など
・収支計画 - 基本方針、LCC（Life Cycle Cost）	・施設の収入、支出項目の整理 ・収支計画の考え方 ・中長期的な経費の試算（LCC）について
・評価制度 - 評価の基本方針	・どのような方針で評価を行うか ・評価の流れや仕組みについて

1

管理運営計画の内容

- ・管理運営計画に関する検討事項



2

1. 事業計画 -事業種類について-

【自主事業】 施設運営者が実施 (※市が直接実施する場合もある)

- ・自主事業とは、施設運営者の主催による事業を指す。
施設の設置目的や運営方針を示す、重要な事業となる。
- ・自主事業には「買取型」「制作型」があり、完成されているコンテンツを購入する場合もあれば、運営体制内に制作機能をもってコンテンツを企画する場合もある。
- ・市民に鑑賞機会を提供する事業やワークショップ等の文化芸術を体験する事業、施設以外の場所で文化芸術を体験する機会を創出するアウトリーチといった事業があり、公立文化施設のミッションとして、鑑賞体験をより深める事業の展開に期待されている。

【貸館事業】 利用者(市民、文化芸術団体、プロモーター など)が実施

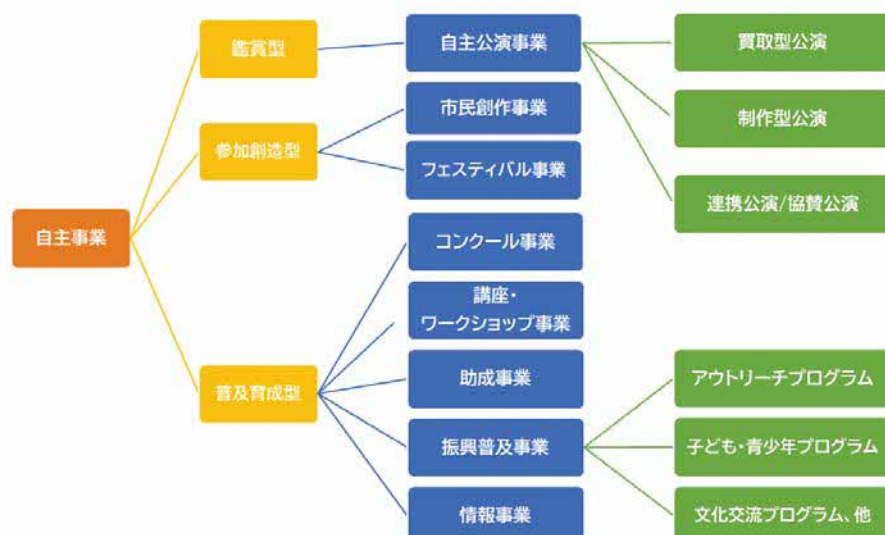
- ・市民や文化芸術団体、プロモーター等が施設を利用して実施する場合を指す。
- ・施設運営者が貸館利用の内容を選定・決定することはできないため、施設の設置目的や運営方針を示す事業にはならない。
- ・施設運営者にとっては使用料としての収入につながるが、公演自体の事業収支に関するリスクは貸館利用者が負っている。

3

1. 事業計画 -自主事業種類-

- ・公立文化施設で行われる自主事業の種類は、主に以下の3つに分類されます。

事業種類	
鑑賞型	文化の振興や、市民の鑑賞意欲に応えるため多様なアーティストを招聘する事業
参加創造型	芸術文化を通じて多くの人の参加・交流を図る事業 オリジナル作品を制作し、本ホール生まれの作品を外部に発信していく事業
普及育成型	文化芸術に関する関心を高めたり、芸術文化活動に取り組む人を増やすために行う事業



4

1. 事業計画 - 自主事業種類 -

- ・事業を通して文化振興を図ることは公立文化施設に課された大きな役割です。管理運営計画において、自主事業について以下のような方針を定める必要があります。

事業方針（案）

1. 上質な文化芸術鑑賞機会の提供

→プロによる公演、学校と連携した文化芸術鑑賞教室の実施 など

2. 市民が行う文化芸術活動の推進

→文化芸術活動団体の活動発展支援、新規団体活動の機会づくり など

3. 文化芸術活動を通じた市民の交流促進

→文化芸術活動団体の合同活動発表事業、世代間交流事業の実施 など

4. 古河市の魅力を再発見する取組み

→古河市内の催事との連携、歴史をテーマにした事業制作 など

5. 多様な文化芸術活動を知り、体験する機会の拡大

→プロによるワークショップ開催、アウトリーチ事業の実施 など

5

1. 事業計画

- ・事業計画の検討にあたっては、以下のような協議を行います。

施設の役割にふさわしい事業計画を検討するため、事業方針を設定します。

→管理運営計画内で、方針をもとに計画の検討を進めます。
どのような目的をもって自主事業を実施するか、なにを重視するか など。
事業方針において明記すべきポイントなどについて、ご意見をいただきます。

自主事業における鑑賞型・参加創造型・普及育成型事業の実施バランスについて、検討します。

→実施バランスについて検討を行い、年間事業規模の記載に反映します。
鑑賞を重視するか、または普及育成に注力するか など。市民が求める事業や、今後の古河市の文化に必要な事業などについてご意見をいただきます。

貸館事業の実施についても、施設としての方針を検討します。

→貸館事業への支援やサポート体制を検討し、組織計画や施設利用規則に反映します。
既存の文化団体と新施設の関わり方、新たに文化活動を考える団体へのはたらきかけなど。古河市の文化を支え、貸館事業における利用者でもある文化団体との関係構築についても検討を行います。

6

2. 組織計画 -管理運営組織の検討-

- ・管理運営組織については今後検討する事業スキームを踏まえながら、「直営」「指定管理による運営」など複数の手法を比較し、専門家やアドバイザーの活用や、市民が積極的に参加できる組織体制を検討していきます。

専門家、アドバイザー雇用

専門性の高い業務（舞台技術、事業コーディネートなど）について、専門スタッフの雇用も考えられる。

運営主体

市が直接、施設の管理運営を行う「直営方式」
 公の施設をノウハウのある民間事業者等が管理する「指定管理方式」
 「直営方式＋一部業務委託」「民間企業への建設運営一括発注」など、複数手法が考えられる。

市民参加

運営主体だけではなく、市民が積極的に施設運営に参加することが重要になる。
 「観客としての参加」、「練習活動での施設利用」、「ボランティア・サポーターとしての参加」、「施設のサポート組織として活動」など、さまざまな形での参加が考えられる。

7

2. 組織計画 -管理運営組織の検討-

【直 営】

市が直接、施設の管理運営を行う。舞台技術のように市職員のみでは対応の難しい、専門性の高い業務については、民間に委託したり、専門家を雇い入れたりするケースもある。

メリットの例

- ・市の方針を施設運営に反映しやすい
- ・自治体内の他分野や地域、住民との連携が容易
- ・開業直後の管理経費等を詳細に把握可能
→将来的に指定管理導入の場合も移行がスムーズ

デメリットの例

- ・経営視点やコスト削減の意識を持ちにくい
- ・職員の異動により運営ノウハウが継承されづらい
- ・単年度予算のため長期展望が図りづらい

【指定管理】

公の施設をノウハウのある民間事業者等が管理する制度。財団等の各種団体や民間企業、NPO等が、単独、または共同企業体を構成して指定管理者となる。

メリットの例

- ・指定期間全体を見通した予算計画
- ・民間ならではの効率的な創意工夫、コスト削減意識
- ・専門人材による質の高いサービス提供

デメリットの例

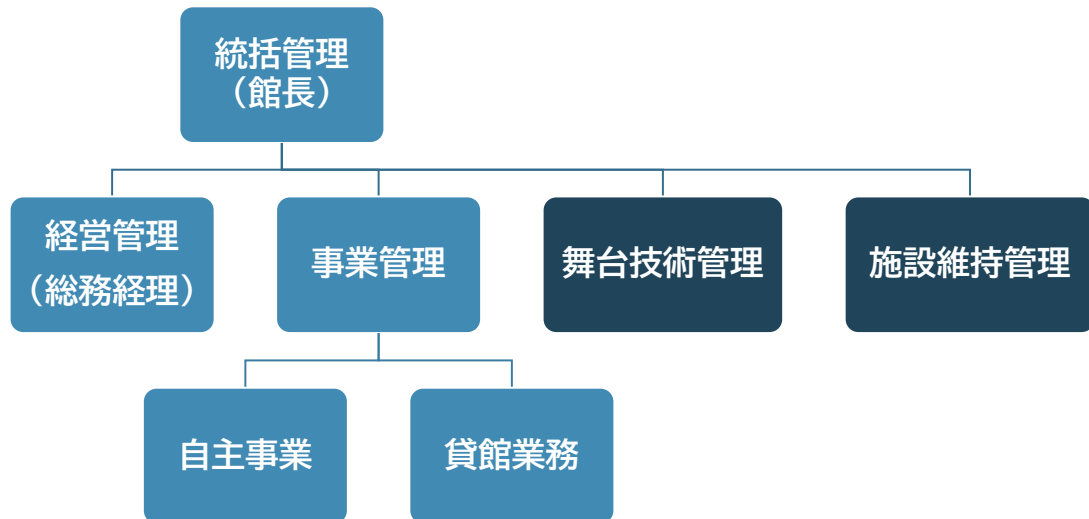
- ・指定管理者の交代により運営ノウハウや継続事業が途切れる可能性
- ・自治体内の他分野や地域、住民との連携には市の協力が不可欠
- ・利益追求のため公益的事業が疎かになる可能性

8

2. 組織計画

- ・ホールの運営には事業の企画や舞台技術など専門的な知識や技能を持つ人材が必要です。また、外部の専門家とも連携しながら評価や中長期的な視点を持った事業計画の策定を行う必要があります。管理運営計画ではホール運営にあたり望ましい組織体制について検討を行い、方針を定めます。

【参考】運営組織例



9

2. 組織計画

- ・組織計画の検討にあたっては、以下のような協議を行います。

ホールの役割や事業計画を実現するため、適切な運営主体を検討します。

→事業計画でさだめた方針を実現するため、直営/指定管理それぞれの特徴をふまえて検討を進め、どのような主体による運営が適しているかについて計画に記載します。市が組織計画を検討するうえで市民として期待すること、重視したい点などについてご意見をいただきます。

ホールの運営において専門知識・技能が必要な範囲を検討します。

→舞台設備の日常的な点検管理や、事業における操作業務、事業企画における専門的な見地からのアドバイスなど。施設運営において、専門家が関与することが望ましい業務についてご意見をいただき、その必要範囲や役割を計画に記載します。

古河市の文化拠点として、市民が積極的に参画する運営体制を検討します。

→市民が施設に対してどのように関わっていくか、目指す範囲について検討を行います。事業の鑑賞者としての参加から、施設運営のサポート、事業企画への参加など、さまざまな関与の手法が考えられます。考えられる市民の参画範囲についてご意見をいただき、計画に反映します。

10

3. 施設管理計画・運営規則

- ・公立文化施設には利用者の利便性に配慮しながら、無駄のない施設管理を行うことが求められます。また、規則についても同様に、利用のしやすさへの配慮が求められます。
- ・長期的かつ安定的に維持管理を行うためには、適切なタイミングで改修を行う必要があります。中長期改修計画を立て、施設の生涯経費（ライフサイクルコスト・LCC）を見据えた管理方針を検討することが重要です。

施設管理項目例	
全館設備管理	・施設建築物全体の保全 ・日常的な点検による予防保全と、適切な改修が必要
舞台設備管理	・舞台機構、音響設備、照明設備、映像設備 など ・舞台技術者や設備メーカーによる適切な点検が必要

運営規則項目例	
休館日/開館時間	・年末年始、固定曜日の休館 など ・古河市内の公共施設とのバランスの検討が必要
使用時間区分	・3区分利用/午前・午後区分利用/時間単位 など
申込時期・申込方法	・ホールの利用に関する設定 ・練習室等、活動諸室の利用に関する設定
施設利用料金 料金減免基準	・収支計画と合わせた検討 ・市内利用料金/市外利用料金の区分 ・古河市内の公共施設とのバランスの検討が必要

11

3. 施設管理計画・運営規則

- ・施設管理および運営規則の検討にあたっては、以下のような協議を行います。

施設管理については日常的な点検による予防保全と、劣化状況に応じた改修計画の両面から検討を進めます。

→施設管理においては、日常的な点検による「予防保全」を行うことで、大きな故障やトラブルを避けることを検討します。また施設・設備の改修については中長期計画を策定することで、適切な時期に効率的な改修工事を行うことを目指します。
主に市が検討した計画に対してご意見をいただき、計画に反映します。

効率的な施設管理と、利用者の利便性への配慮の兼ね合いについて、検討します。

→上に記載したような施設管理の考え方をふまえ、利用者の利便性にも配慮した計画を検討します。主に市が検討した計画についてご意見をいただき、計画に反映します。

適切な施設管理を前提にしながら、利用者にとって使いやすい規則を検討します。

→市民が使いやすい運営規則の設定、他公共施設とのバランス調整、古河市の文化拠点となるための中長期的な視点をもった設定の検討 など。さまざまな視点から運営規則の方針を検討するためのご意見をいただき、計画内に記載します。

12

4. 開館に向けて

- ・ホールの開館前には、文化振興や利用者の育成の視点からプレイベント等を実施し開館に向けた機運を醸成することが望めます。
開館前から市民が施設に関わる機会を設けることで、古河市の文化拠点としての位置づけを広く知らせ、開館後の事業実施へとつなげることができます。



【参考】プレイベント実施事例



・長野市美術館
予定敷地を利用した見学イベント

・三次市民ホール きりり
工事中の仮囲いを利用したペイントイベント

13

4. 開館に向けて

- ・開館に向けた検討にあたっては、以下のような協議を行います

開館前から積極的に情報発信を行うなど、市民の関心を高める手法を検討します。

→施設開館に向けた機運の醸成についても、管理運営計画内に方針を記載します。
施設完成前の段階から、どのように市民の関心・理解を得るか、古河市の文化拠点となるための準備をどのように進めるか、考えられるプレイベントの実施手法 など。
施設開館に向けた活動方針について、ご意見をいただきます。

「古河市の文化拠点」としての位置づけを広く知らせるため、市民が広く参画できる体制を検討します。

→上に記載した活動方針とともに、プレイベントへの市民参画、開館後を見据えた市民参加型イベントの開始など、市民参画の手法についてもご意見をいただきます。

開館後の年間事業計画につながるプレイベントなど、開館後を見据えた取組みを検討します。

→事業計画内でさだめた方針や年間事業計画との整合性確認や、一貫した方針にもとづく活動とするため、開館後の年間事業までつながる方針を検討します。
事業計画とのつながりをふまえ、開館までの取組みについてご意見をいただきます。

14